

地域安全のために

# おらが村の

## ■年末防犯夜警・青パト出動式

12月28日(日)いぶき館駐車場において、消防年末防犯夜警にあたり、朝倉警察署総務課長・東出張所長 より激励の言葉を頂きました。また当日は、防犯青色パトロール車の出動式も行われ、防犯指導員の坂本進さん (宝珠山地区担当)、梶原政次さん(小石原地区担当) に出席いただき、消防積載車とともに村内のパトロールに 出発しました。



▲防犯指導員の坂本進さん(左)と梶原政次さん(右)



▲パトロールに出発する防犯青色パトロール車

今年一年の無災害を願って

#### ■東峰村消防出初式

1月11日(日) に東峰中学校体育館において、恒例の東峰村消防団 出初式が行われました。当日は雪のため体育館での式となりましたが、 金丸団長の指揮のもと、統制のとれた規律正しい動きで通常点検等が 行われ、すばらしい式典となりました。

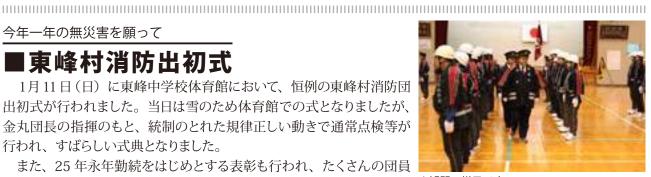
また、25年永年勤続をはじめとする表彰も行われ、たくさんの団員 の方々が表彰されました。

消防団の皆さん、これからも安心 して暮らせるような村づくりのためよ ろしくお願いします。

また、空気の乾燥している時期で もあり、火の取り扱いには十分注意 し、火事が起こらないように村民の 皆様も気をつけましょう。



▲東峰村消防団は金馬簾表彰を受けました



▲観閲の様子です



▲ 25 年永年勤続表彰を受ける総代団員



# トピックス

みんな思い通りに揚がったかな?

### ■美星保育所で凧揚げ交流

1月7日(水)に美星保育所において、民生委員児童委員と美星保育所の園児で凧揚げ交流が行われました。園児たちがそれぞれ思い思いの絵を描いた凧を民生委員さんと一緒に小学校校庭で揚げました。園児は一生懸命に走り回って揚げようとしていましたが、なかなか揚がらない園児もいて民生委員さんが一緒に走って揚げている場面もありました。



# ☑ ◆髙倉村長 1月の動き

1 January	高倉村長 1月の動き
4 (日)東峰村成人式	22(木)介護保険朝倉支部運営委員会
6 (火)県庁年始	23 (金) 暴力団追放・地域決起会
8 (木) 9 (金) 京浜市場トップセールス	24 (土) あすばる出前講座 26 (月) 福岡県町村長大会
11(日)東峰村消防団出初式	28 (水): 介護保険広域連合議会
14(水)北筑後教育事務所陳情	31 (土) 第1回 ふくおか町村フェア
16 (金) 商工女性部新春の集い	
21(水) 第2回 農林業振興協議会	※村長の行動記録からいくつか抜粋し紹介した ものです。

档集

# 確定申告が始まります。 ~税の申告は正しくお早めに~

《所得税・村県民税の申告期間(所得税の確定申告期間)》 2月16日(月)~3月16日(月)

#### ■役場宝珠山庁舎

・期間 2月16日(月)~3月16日(月)(土曜・日曜 除く)

#### ■役場小石原庁舎

- ・期間 2月18・25日、3月4・11日 (申告期間中の水曜日)
- ※宝珠山庁舎では、期間中は毎日(平日)受付を行いますが、小石原庁舎では、水曜日のみの受付とさせて頂きますのでよろしくお願いします。
- ※交通事情等の理由により、水曜日以外の日に小石原庁舎での申告を希望される方は、事前にご連絡ください。(電話:72-2311 総務課税務係)

#### 《甘木税務署職員による納税相談日》

- 期日 2月19日(木) 9:30~16:00
- 場所 いずみ館 ボランティア室

#### 《所得税の確定申告》

#### 【申告が必要な人】

- ●商業・工業・農業・医業などを営んでいる人
- ●家賃・地代・不動産売却などの所得がある人 平成20年中の各種の所得金額の合計が基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・その他の所 得控除の合計額を超える人は、必ず申告しなければなりません。
- ●給与所得者

給与所得者は通常、年末調整で税金の精算が行われているので所得税の申告は必要ありませんが、次のいずれかに該当する人は、申告が必要です。

- ① 給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ② 給与を 2 ケ所以上の事業所からもらっている人
- ③ 給与収入の年額が2000万円を超える人

#### ≪村県民税・国保税の申告≫

村県民税・国民健康保険税の申告書は、2月上旬に連絡員を通じて各世帯に配布します。

#### 【申告が必要な人】

今年1月1日現在で、東峰村に住所があり(住民登録がない人でも東峰村に居住している人を含みます)、次の要件に該当する人は、村県民税・国民健康保険税の申告をしなければなりません。

- ①給与所得者で、勤務先から役場へ「給与支払報告書」の提出がなされなかった人
- ②給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下で所得税の申告をしなくてよい人
- ③各種所得がある人で、所得税の確定申告をしなくてよい人

#### 【申告しなくてもよい人】

4

- ①所得税の確定申告をした人
- ②勤務先から東峰村役場へ「給与支払報告書」の提出があり、給与以外の所得がなかった人
- \*所得がない人でも、国民健康保険に加入している人や介護保険の申請をする人、各種年金・児童手当・母子医療などを受給している人は、その資格の判定や所得証明書の発行の資料となりますので、「村県民税・国民健康保険税申告書」を提出しなければなりません。



#### 申告や納税相談に必要なもの

#### 【所得税・村県民税・国保税】

- ●申告書…申告書の送付を受けている人は、その「申告書」。所得税の申告は「確定申告書」、村県民税・ 国民健康保険税の申告は「村県民税申告書」
- ●印鑑…口座振替希望の方は、通帳とその印鑑
- ●源泉徴収票…給与や年金などのある人は「平成20年分源泉徴収票」
- ●帳簿書類…事業所得、不動産所得、農業所得などがある人は「収入・仕入・必要経費などが分かる帳簿書類」
- ●社会保険料・生命保険料・地震保険料の所得控除を受ける人は「社会保険料や生命保険料などの証明書」
- ●雑損控除を受ける人は「損害を受けた住宅・家財の証明書」
- ●医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収書と明細書・保険金などで補てんされる金額の明細書」
- ●寄付金控除を受ける人は「寄付の証明書」

#### 【所得税】

●配当、住宅借入金などの所得税額控除を受ける人は、建物の登記簿謄本などの「税額控除に必要な書類」

#### ≪旅得税の還付申告≫

#### ~こんなとき申告すれば納めた税金が戻ってきます~

給与所得者で確定申告をする必要のない人でも、次のような人は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が戻る(還付される)ことがあります。

#### ○住宅ローンを利用してマイホームを取得したとき

住宅ローンを利用してマイホームを新築や購入、増改築したときは、一定の要件を満たせば入居した年から最高15年間、住宅借入金等特別控除を受けることができます。この控除を受けるには確定申告が必要です。

●申告に必要なもの…住民票の写し、印鑑、還付金の振込口座(本人名義)、敷地等購入者は敷地等の登記簿謄(抄)本または敷地等の分譲にかかる契約書の写し、建物の登記簿謄(抄)本、売買(請負)契約書の写し、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書、源泉徴収票(給与所得者のみ)。また増改築の場合はこのほかに、建築確認通知書、検査済証の写し、または建築士が交付する増改築等工事証明書が必要です。

#### ○平成 20 年分の所得税から住宅ローン控除を引ききれなかったとき

平成 11 年から平成 18 年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告により、平成 21 年度の住民税(所得割)から控除ができます。平成 21 年 1 月 1 日の時点でお住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出をお願いします。

#### ○年間の医療費が10万円または所得の5%を超えたとき

家族の病気やけがなどで平成20年中に支払った医療費が、10万円または所得の5%を超えると、医療費控除を受けることができます。

この控除対象は、診療・治療・出産のための診察費や入院のほか、入院中の食事代、薬代、歯の治療代、医師の処方に基づく治療費のためのマッサージや針代、成人のおむつ購入費(医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要。ただし、要介護認定を受けて2回目以降に医療費控除を受ける人は、いくつかの要件を満たしていれば、役場住民福祉課が発行する書類でおむつ使用証明書に代えることができます。詳しくは住民福祉課へおたずねください。)などで、このうち、社会保険から支給される療養費や生命保険会社から支払われる入院給付金などを差し引いた自己負担額です。

#### 〈税務署からのお知らせ〉

税務職員を装った「振り込め詐欺」が発生しています。ご不審な点があるときは、税務署まで電話 等でお問合せください。

#### 【問合せ先】

- ■所 得 税…甘木税務署 Tel 22 2720
- ■村県民税…東峰村役場 総務課 税務係 Tel 72 2311
- 国民健康保険税…東峰村役場 住民福祉課 国民健康保険税係 Tel 74 2311